

林地処分事業実施規程例

(林地処分事業の種類)

第1条 この組合が行う林地処分事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 1 この組合の委託を受けて行うその所有に係る転用相当林地（森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。）をいう。以下同じ。）の売渡しの事業
- 2 組合員の委託を受けて行う転用相当林地の区画形質の変更の事業
- 3 組合員からのその所有に係る転用相当林地の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業

(事務所)

第2条 この組合が林地処分事業を行う事務所は、この組合の定款に定める事務所とする。

「備考」

従たる事務所を置く組合にあっては、本条中「定款に定める事務所」を「定款に定める主たる事務所又は従たる事務所のうち、別に理事会で定めるもの」に改めること。

(事業の実施地区)

第3条 この組合が行う林地処分事業の実施地区は、定款第○条の地区の区域とする。

- ② この組合の組合員が前項の実施地区に隣接する市長村の区域内に所有する転用相当林地については、前項の規定にかかわらず、林地処分事業を行うことができる。この場合においては、あらかじめその地区の範囲に当該林地の所在地を含む組合と協議するものとする。

(事業の実施)

第4条 この組合が行う林地処分事業は、第1条第1号及び第2号に掲げる事業を主たる事業とする。

- ② この組合は、次に掲げる場合に限り、第1条第3号の事業を行うことができる。

- 1 この組合が総会の決議を経て定めた開発計画に基づき、第3条第1項の実施地区内の転用相当林地につき住宅用地、工場用地等の造成その他の区画形質の変更の事業を行うため、転用相当林地を買い入れる場合
- 2 委託により事業を実施しても買入れ希望者がなく、かつ、所有者が不在村者である等のやむをえない事情により転用相当林地を買い入れる場合であって、確実に当該転用相当林地の売渡しができると見込まれるとき

- ③ 前項第1号の開発計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 開発の目的
- 2 開発に係る地区の区域
- 3 開発事業の種類、内容、事業主体及びその施行区域
- 4 開発期間
- 5 開発地区内の土地の用途に関する事項
- 6 開発と林業との調整に関する事項
- 7 その他開発に関し必要な事項

④ 保安林の土地及び保安林の土地以外の林地であつて次に掲げるものは、原則として、この事業の対象としない。

- 1 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他の保全に特に留意すべき森林として定められている森林の土地
- 2 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林の土地
- 3 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林の土地
- 4 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林の土地
- 5 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林の土地

⑤ この組合は、第4条第2項第1号の開発計画の設定その他林地処分事業の実施に当たっては、関係地方公共団体の長と連絡協調を図るものとし、国土利用計画法による国土利用計画等国又は地方公共団体の作成する土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。

⑥ この組合は、転用相当林地の区画形質の変更の事業を行うに当たっては、当該転用相当林地の周辺の地域において、土砂の流出若しくは崩壊その他の災害を発生させ、水源のかん養の機能を低下させ、又は環境を悪化させないよう措置するものとする。

(事業の契約)

第5条 この組合は、林地処分事業の実施に関して契約を締結する場合には、文書によりこれを行うものとする。

(売渡しの相手方)

第6条 この組合が林地処分事業を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者以外の者であつて転用相当林地（当該転用相当林地の区画形質を変更した場合における変更後の土地を含む。）を自ら使用するものをその相手方とする。

② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、林地処分事業の相手方とすることができる。

- 1 国又は地方公共団体
- 2 独立行政法人都市再生機構その他国又は地方公共団体が構成員若しくは出資者となっているか、又は基本財産を拠出している営利を目的としない法人

(経理の区分)

第7条 この組合は、林地処分事業とその他の事業とを区分して経理するものとする。

(手数料等の基準)

第8条 この組合は、林地処分事業の実施に伴い収受又は支弁すべき手数料、売買代金、賃借料、工事料等につき標準を定めるものとする。

② 前項の標準については、組合員に不利益とならない適正な水準が維持されるよう、常に地域の実情等につき十分配慮するものとする。

(実施細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、林地処分事業の実施について必要な事項は、別に理事会において定める。